



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 28(2), 143-146
Issue Date	1977-10-24
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16242
Type	bulletin (other)
File Information	28(2)_p143-146.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学法学部法学会記事

○昭和五二年二月二十五日(金)午後一時半—四時半

「法的社会化研究序説」

報告者 松村 良 之氏
出席者 二五名

人々は、なぜ刑罰の威嚇力によらなくても、法規範に従うようになるのか、どのようなタイプの法に対する尊敬の観念を、いかにして形成していくのか、また、認知の枠組としての権利の概念を獲得し、課題解決のために法制度を利用する、という行動性向をいかにして身につけていくのか等々という問題——人々はいかにして自己を法制度に適應させていくのかという問題——は、法社会学にとって基本的に重要な問題の一つである。ところで、社会学者や心理学者は、「社会の成員が、その社会が共有する規範・価値・行動パターン等を獲得していく過程」を社会化 socialization とよんでいる。そうであるとするれば、冒頭で述べた種類の問題は「法的」社会化の問題に他ならない。ところで、社会化の特殊法的側面を本格的に取り扱った研究は存在しない。ここではまず法的社会化研究のための準備作業として、法の上位概念である規範に関するこの種の問題を扱った古典的な学説(そこででは社会化と

いう言葉は用いられてはいないが)を概観する。それらの研究の問題関心は規範一般・規則一般にあり、特殊法的な問題を念頭においているものではないが、「法的」社会化研究の出発点となるものである。

その第一は、精神分析学者フロイトの超自我論である。彼は「親の子に対する命令や禁止が、子供のパーソナリティの中に沈澱し、最終的に自我の監視者としての超自我が形成され、その超自我の存在によって人々は規範に従う」と説明している。その第二は、発達心理学者ピアジェの道徳的発達についての議論である。彼は「子供の規則に対する観念は、規則に絶対的・機械的に従うという段階から、規則を機能的に捉えるという段階に発達する」と説明している。そして、その後の発達心理学の立場からする道徳的発達についての研究も、基本的にはピアジェによっている。

この報告は序説であって、学説の概観で終わりであるが、最後に社会化における特殊法的な問題について言及すれば、日本において戦後一貫して議論されている権利意識論などは、まさに社会化という観点から再構成し、再検討するに値する問題であるように思われる。

○昭和五二年三月一日(金)午後一時半—五時

「一九世紀ドイツ憲法思想」

報告者 大阪市立大学教授 栗城 壽 夫氏
出席者 二五名

一九世紀後半に登場してドイツ憲法学を法学の一分科として独立させるにいたったいわゆる「国家法人説」を特徴づける基本的メルクマールは何か。国家に独自の人格を認めてかかる独自人格をもつ国家を主権の主体とする発想をもって、「国家法人説」の基本的メルクマールとするわけにはいかない。かかる発想は、既に一七世紀初頭におけるその成立以来ドイツ憲法学を支えてきた自然法論および国家有機体論の根幹をなしているからである。

いわゆる「国家法人説」を特徴づける基本的メルクマールは、「国民」(Volk)の独自の人格を否定したことに求められねばならない。

自然法論においても国家有機体論においても、「国民」のほかに「国家」にも人格が認められていたが、自然法論におけるがごとく「国民」と「国家」とが等置されていようと、国家有機体論におけるがごとく「国民」と「国家」とが並存せしめられていようと、ともかく「国家」が人格を有するのは、ひとえに「国民」が人格を有するからだと考えられていた。これに反して、いわゆる「国家法人説」は「国民」の人格を否定して、「国家」の人格のみを認めた。

それでは、「国民」に独自の人格を認めることは、いかなる意味をもったか。自然法論においては、君主は「国民」によって任命され、「国民」の福祉のために統治を行うべき義務を負い、「国民」は君主の義務不履行の責任を追及する権利を有するとされ、かつ一八世紀末以来の自然法論の立憲主義化につれて、「国民」がその

代表を通じて不断に君主の統治を監視・批判しうるとされただけでなく、君主と国民代表との紛争に際しては——解散後の総選挙を通じて——「国民」が最終決定権を握るものとされた。

国家有機体論においては、君主とそれ以外の構成員(狭義の「国民」との立場の違いが前提されているが、両者は、両者を包含する広義の「国民」を貫流する客観的法則や理念によってひとしく制約され、共通の理念実現のために協働すべき義務を負うものとされ、狭義の「国民」は君主の義務不履行を抵抗権という形式で問責しうるとされているだけではなく、国家有機体論の立憲主義化につれて、君主と国民代表との協調のうえに国政が営まれるべきものとされ、両者の紛争にあたってはそのいずれにも優先的決定権が帰属しないとされていた。

「国家法人説」は、三月革命やプロイセン憲法争議などにおける君主勢力を背景とし、シュタールによる君主主義原理の独自の解釈を理論的支柱として、君主と議会との間の紛争における君主の一方的決定権を打出し、そのために、「国民」代表の優位或いは「国民」代表と君主との同位に導くおそれのある「国民」人格を否定する必要から生まれたものであって、「国家」の独自人格のみを認めつつ、統治権力の主体として国家人格のなかに、統治権力の担い手という名目で君主だけを送りこむものであった。

それゆえ、「国民」の独自人格の否定は、第一に、「国民」が国政の主導権を掌握する理論的可能性を断ち切り、第二に、君主および君主によって担われた国家権力に対する法的制約を否定し、も

しくは、単なる自己拘束に縮減するという意味をもった。

「国家法人説」の代表者の一人G・イエリネクは、第一次的国家機関としての「国民」と第二次的国家機関としての「国民」代表との間に法的関係を認めることによって、「国民」の人格の回復を試みており、その点で、「国家法人説」の思考の枠組みを超えていたともいえるが、基本的には「国民」の独自一人格を否定しており、その限りにおいて、彼の議会主義への傾斜にも限界があったといわねばならない。

ドイツ国法学に対する深い学問的蓄積に裏づけられた報告について、種々の質問が活発になされた。ドイツ一八世紀の「国民主権」の内容はどのようなものか、ドイツでもフランスのように国民主権と人民主権の区別が存在するか、ドイツ自然法論の内容はどのようなものか、国家有機体論はドイツ独自のものか、国家法人説はどのように克服されていったか、などの問題が論議された。

○昭和五二年三月一日(水)午後一時—三時半

「公害法の現状と展望」

報告者 神戸大学法学部教授 西 原 道 雄氏
出席者 二三名

わが国における公害問題の発生は明治初年に始まるが、所有権の絶対、富国強兵政策により国の発展がはかられたことなどにより、公害法不在の歴史が続いた。しかし、大正期には、大阪アルカリ事件で、差戻後の大阪控訴院は、化学会社の責任を認める

にいたった。戦時中は公害問題も表面化せず、戦後も主たる関心事は食糧などであった。高度経済成長政策とともに、各種大規模公害が発生し、反対運動も活発化した。相隣関係の紛争が増加したのもこの頃からである。

東京都工場公害防止条例(昭二四)、水質保全三法(昭三三)成立後、公害問題に関する社会科学者国際会議(昭四五)、環境庁設置(昭四六)、ストックホルム会議(昭四七)などを経て、環境破壊に対する認識が深まり、その間、各種の公害対策立法が登場する。しかし、これらの法律により公害が減少したというわけではなく、法律はあまり役に立たないという感もある。

ところで、立法、行政的対策が遅れとなる場合に、私法手続が利用される。四大公害裁判を通じて公害の私法的解決に対する各種の解釈上の諸問題(過失、因果関係、共同不法行為、損害賠償の一律請求など)が掘り起こされたが、原告が一審判決に勝訴した場合、それに従うべきであると主張され、判決が直接交渉の基礎になりはじめたことが注目される。大阪空港訴訟の第二審では、事業そのものが違法として、夜間差止を求め原告の請求が認容された。本件では、公共性に関する論議も重要であるが、二審は、損害論に重点をおき、被害の認定の方法に工夫をこらした。これは、主観の集積による主観の客観化を通じて被害を認定するものであるといえよう。いずれにしろ、公害裁判における原告勝訴の原因は、事件の積み重ねによるところが大きいのである。

公害問題の解決には、立法の限界、行政が十分に対応し切れなかったことにより、司法に異常なウエイトがかけられるようになったのであるが、それでも、次のような変化が見られる。すなわち、損害賠償よりも差止に比重が移り、私企業相手から公企業相手に、単独企業相手から複数加害者相手に、さらに、相隣関係紛争から典型的な公害訴訟に移行してきているのである。民法は、右の問題を含めて、新しい諸現象に対してある程度対処することができた。その際、新しい概念、制度が模索されなければならぬとしても、従来のもを十分活用し、その限界をみきわめてから新しいものを考え出すということも必要である。かくして、公害訴訟における成果は、他の領域に影響を及ぼし、消費者訴訟や労働災害訴訟などへ、一般理論として持ち込むことが可能となってくるのである。さらに、公害裁判は、国民の司法制度に対する信頼をある程度高めることができた。その際、司法制度と住民運動を結びつける地域住民としての活動や理論と実生活の結びつきを強める科学者の活用が評価されるべきである。

以上が報告要旨である。討論では、まず、公害への対応は私法からはじまった、ということに関して、そのことの是非および行政、行政法、行政法学の役割が検討された。その評価につき、環境保護の側面からのみするのは御都合主義で環境問題のもとにある経済活動からみていく必要があるという出席者の意見があった。

この点で、わが国には、立法政策学がないという指摘のあったことも注目される。現行公害防止関係法の問題点として、報告者は

基準が甘く対象が狭い、権限のみではなく明確な義務づけを規定すべきこと、政策決定手続の改良・行政手続の明確化をあげた。その際、この問題は、財産権、営業権とのからみ合いもあることも言及された。この関連で出席者から次の意見が出された。すなわち、未然防止が最良であるが不可能である。国民には生活様式を変えようというコンセンサスがなく、したがって、対策は小手先の技術にすぎなくなる。環境行政自体、問題がおきることを前提としていて、問題のおき方を穏やかにおさえる程度のことしか考えていない、ということである。その他、国際条約は日本にとって非常に厳しい基準になるのではないかと、公害紛争処理制度の出現により従来裁判が果していた役割はどのようになるのか、手続面では公法的にどこまでいけるのか（たとえば、アセスメント法案）、住民の声をどこまで行政や立法に反映させられるのか、重点はむしろそちらに移っているのではないかと、などの問題が提出された。最後の問題点につき、報告者は、議会制のみでは働かない分野が生じており、なおまだ試行錯誤が必要であると述べた。時間的制約が厳しかったため、討論の深化には限度があったが、報告および討論を通じてわが国の公害法（環境法）がかかえる問題点は、十分に指摘されているように思われる。これらの多様な問題の正確な位置づけを通して、公害法の体系化が一日も早くなされることが期待されよう。